

東海村財務会計システム更新及び運用保守業務仕様書

令和3年4月

東海村

1 基本事項

(1) 事業の概要と目的

現在、本村において稼働している財務会計システムが更新時期を迎えるため、新たに財務会計システムと地方公会計システムが一体となったシステムを構築し、日々仕訳方式に移行するとともに、更なる事務効率とコスト削減を実現するものである。また、実施計画・行政評価システムと財務会計システム（予算、決算）との連携を構築し、財政マネジメントの強化を図るものとする。

今回構築するシステム（以下、「財務会計システム更新等」という。）は、データセンターで提供するクラウド環境上にシステムを構築し、カスタマイズを最小限に抑えたシステムの導入を前提に業務最適化を図り、長期に渡るITコストの抑制と安定的なシステム運用を実現するものである。なお、構築するシステムは、LGWAN回線によるクラウド形態とする。

2 全体仕様

(1) 業務名称

東海村財務会計システム更新及び運用保守業務

(2) 業務の範囲

本業務は、財務会計システム更新等に関連する次の業務とする。

①財務会計システム更新業務

データセンターを活用したクラウドシステムへのデータ移行・システム構築業務、職員向け研修・マニュアルの提供業務

②運用保守業務、システム賃借

システムの賃借、システム運用期間における運用・保守業務

(3) 業務期間

業務期間は、次のとおりとする。

①財務会計システム更新業務 契約日の翌日～令和4年3月31日

②運用保守業務、システム賃借 令和3年10月1日～令和8年8月31日

(4) 契約限度額

上記業務期間における経費の総額は、次の額を上限とする。

①財務会計システム更新業務

13,530,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

②運用保守業務、システム賃借

32,604,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

(5) 構築対象システム

財務会計システム更新等は、財務会計機能と地方公会計機能（固定資産台帳を含む）を一体的に行う日々仕訳方式による公会計対応システムとする。

構築システム	仕様	システム化の業務範囲
財務会計システム更新及び日々仕訳システム	地方公会計機能	日々仕訳方式（※1）、財務書類作成、連結財務書類作成、予算財務書類作成（※2）、中長期財政推計、将来BS（※3）、事業別BS/PL、施設別BS/PL、固定資産台帳システム、建設仮勘定台帳システム、公有財産台帳システム、物品・備品台帳システム、資産更新必要額に関する抽出機能
	財務会計機能	予算編成（※4）、執行計画、予算管理、歳入管理、歳出管理、出納管理、歳計現金管理、債権・債務者管理、決算管理、決算統計
	実施計画・行政評価機能	実施計画調書（協議により定める） 事業評価・施策評価シート（協議により定める） 財務会計（予算現額・決算額・財源）連携
財務関連システム	財務会計システムとの連携機能	起債管理

※1 財務会計で伝票を入力すると同時に自動で複式簿記の仕訳登録ができ、合わせて固定資産台帳登録、備品台帳登録、公有財産台帳登録及び施設別・事業別コスト登録ができること。なお、仕訳エンジンについては、貴社が開発したエンジン（国の標準ソフトなどの利用は想定していない）とする。

※2 当初予算データにより、期末の財務書類を作成できる機能を構築すること。

※3 中長期財政推計等のデータを活用し、5年後・10年後の貸借対照表を作成できること。

※4 当初予算データと補正予算データにより決算統計と同等の分析資料が作成できることを含む。

（6）動作環境

①クライアントパソコン及びプリンタは、現在内部情報系LAN（LGWAN接続可能）に接続されている既存の機器を使用すること。

・クライアントパソコンのスペックは以下のとおり。

OS Microsoft Windows 10 Professional
ブラウザ Internet Explorer 11

※ 上述のバージョンがサポートを終了する場合は、新たなバージョンに対応するための費用を見積りに含めること。

②システムの利用は以下の数量を想定しているため、パッケージやアプリケーション等のソフトウェアについて、必要となるライセンス数を準備すること。なお、システム

の稼働台数は一定数の増設もあり得るものとする。

・村の職員数（令和2年4月1日現在：427名）

・財務会計システム 使用台数100台程度を想定，同時接続100台を想定

③別途クライアントの設定等が必要な場合は，本業務範囲内として実施すること。必要な設定作業費を想定して見積りに含めること。

（7）データセンター

①本業務では，クラウドシステムをデータセンターに設置し，使用する回線はLGWANとする。

②前述の回線については，システムがストレスなく稼働する接続環境を整えること。

③データセンターは，本業務の受注者が確保し，要求事項は別紙「データセンター要件仕様書」（参加表明書の提出業者にのみ配布）のとおりとする。

（8）バックアップ処理

①障害発生時に速やかにシステム復旧できるよう，バックアップ機能を有していること。データベースのリカバリは，障害発生時点の直前の操作までデータ回復が可能であることが望ましい。また，災害や事故等に備えたデータの保管機能を備えていること。

②バックアップ処理の自動化が可能であること。

③バックアップの時間変更など柔軟に対応できる仕組みを構築できること。

（9）セキュリティ要件

①セキュリティ教育

1) 本事業にあたり，本事業に係る社員に対しては，個人情報取扱いを含むセキュリティ教育を実施し，情報セキュリティ保持に関する意識の徹底を図ること。

②ウイルス対策

1) クライアントパソコンは既存のウイルス対策ソフト（Symantec Endpoint Protection）を使用するものとする。

2) データセンター設備については，受注者においてウイルス対策を講じること。そのパターンファイルは常に最新の状態を保持すること。

③職員（部署）認証

1) 職員（部署）認証，アクセス権限の設定を可能とし，アクセスログの管理ができること。

3 事業実施期間

（1）想定スケジュール

・構築期間・・・契約日（令和3年6月予定）から各システムの本稼働日前日まで

※この構築期間における諸費用は，本業務に含まれるものとする。

システムの区分		本稼働予定時期
財務会計	財務会計・日々仕訳	新システムは、令和4年度実施計画及び予算編成(令和3年10月)から順次稼働する。なお、日々仕訳については、令和4年4月1日の予算執行から稼働する。
	その他	その他システムについては、令和4年4月1日の稼働を想定しているが、詳細については、村と受注者で協議する。

システム構築期間は、契約締結時から上記各システム運用開始までとする。受注者は、この期間においてシステムの設計、開発、データ移行等を行い、システムの本稼働を可能とすること。また、安全かつ確実にシステム移行ができるようなスケジュール案を提示するとともに、テストや操作研修などについても十分な時間的配慮を行うこと。

4 システム構築

システム機能要件は別紙のとおり（参加表明書の提出業者にのみ配布）とする。システムごとの機能要件書に回答すること。

また、本業務の契約期間中において制度改正が行われる場合、システム機能追加等により対応すること。その費用については、見積経費内で対応すること。

(1) システム連携要件

現行システムに加え、現在システム化していない業務についても、円滑に連携できるシステムの構築を目指すこと。また、各業務共通で使用するデータは一元管理でき、かつ統一したコード体系を有し、各業務間のデータ連携が可能なものとする。以下に必要と考える連携機能を記すが、本村にとって有益と思われるシステム及び機能があれば提供すること。

○財務会計システム

- ・ 指定金融機関等への口座振込み支払データ出力機能
- ・ 総務省電子調査票システムへの決算統計データ出力機能
- ・ 既存給与システムからの支払データ取込機能（給与伝票の自動化）
- ・ 既存会計年度任用職員システムからの支払データ取込機能（給与伝票の自動化）
- ・ 既存源泉徴収票システムへの債権者・支払データ出力機能

※ 既存システムとの連携構築に必要な詳細については、別途既存システム事業者と協議すること。

※ 既存システムとの連携のために財務会計システムの改修が必要な場合は、見込まれる経費を含めること。

※ 将来的に、人事記録システムからの人事異動データ取込みに対応できること。

5 データ移行

現行システムのデータを次期システムへ移行するにあたり必要となるデータは、本村から原則CSVファイルで提供するものとする。受注者は当該CSVデータを基に新シス

テムを構築すること。なお、データ移行の範囲は、村と十分協議のうえ決定するものとする。

①財務会計システム

令和4年度当初予算編成・執行から必要となる以下のデータを移行すること。

- ・令和3年度予算科目及び予算額等
- ・債権者データ及び付随する口座情報等
- ・起債データ及び償還データ等（償還済み起債データを含む）
- ・固定資産台帳データ及び減価償却データ等
- ・備品台帳データ及び公有財産台帳データ等
- ・事業評価データ等

6 職員研修

新システムの稼働前に、全庁職員向けに新システムの機能及び操作方法の説明を行うこと。研修の回数や内容については提案を行い、本村と協議のうえ決定すること。

7 運用保守

(1) システム運用

受注者は、システム運用期間において本仕様書の要件を満たす品質・性能等を継続して提供するために、システムの更新及びバージョンアップ等を行い、正常な稼働を保証すること。

- ①提供するシステムは、原則24時間365日稼働することができること。ただし、基本稼働時間は、本村の開庁日に合わせて平日8時30分から17時15分とする。
- ②パッケージシステムのバージョンアップ等のシステム保守作業は、システムの運用に支障のないよう本村と協議のうえ、実施すること。
- ③ハードウェアにおいては、必要となる性能・容量について予測を行い、十分な性能・容量をあらかじめ確保しておくこと。
- ④使用者にストレスを与えず業務に支障のないレスポンスを提供すること。
- ⑤性能及び品質が満たされない事象が発生した場合は、速やかに本村へ報告し、協力的かつ速やかに問題の解決を行うこと。
- ⑥業務主管課からシステムに関する問い合わせを受け付けるためのサポートデスクを用意し、障害等や通常業務対応にかかる一次受付窓口を設けること。
- ⑦障害発生時は、受注者が窓口となり、障害の原因を特定し復旧作業を実施すること。また、障害発生後4時間以内に、第一報を報告すること。障害復旧が完了した場合は、完了報告を行うこと。

(2) システム保守

- ① ソフトウェア保守について、軽微な更新はシステムの利用料の範囲内で対応すること。なお、通常の保守では更新できない程度的大幅な変更が必要である場合は、別途協議

するものとする。

- ② 操作研修及びマニュアル整備について、職員が戸惑うことなくシステム運用を行うため、研修を実施すること。さらに、人事異動により新たに担当となった職員への研修等を、本村からの要請によりシステム運用期間も継続して実施すること。なお、システムの操作研修会場は本村で用意し、研修及び操作練習のできる環境は受注者が準備すること。
- ③ システムの操作方法等を解説したマニュアル（オンラインマニュアル可）を提供すること。なお、法制度改正やシステムのバージョンアップを行った場合は、変更点の操作マニュアルを提供すること。

(3) 報告

システム運用及び保守の状況について、四半期ごとに報告すること。

8 その他特記事項について

仕様書に示した要件以外で、特に有効と思われる仕様・機能があれば提案すること。令和3年度決算業務は現行システムで実施するため、本業務の対象外とすること。

9 成果物

財務会計システム更新業務における成果物は、受注者が作成し、本村に提出すること。なお、成果物の内容については、以下のとおりとする。

成果物		成果物の内容
プロジェクト計画書	プロジェクト計画書	システムの適合設計から開発、テスト、データ移行、研修及びマニュアル整備、運用保守までを対象とした計画書。体制・スケジュール関連等
システム構築	カスタマイズ機能概要書	既存システムとの差異分析によるカスタマイズ機能要件書及びカスタマイズ機能仕様書（説明書）
	カスタマイズ機能仕様書	カスタマイズ機能仕様書（説明書）
その他	議事録・課題整理表	全体進捗管理会議、システム打合せ等の議事録、Q & A一覧表

10 秘密保持

本村から知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本システムの提案、契約、構築、運用の目的以外に使用せず、契約終了後についても機密として保持し、第三者に開示もしくは漏洩しないよう必要な措置をとること。

11 その他

本仕様にて定めのない事項については、村と受注者が協議して決定するものとする。